

## 会費及び入会金規程

【根拠条文：定款】

(会員)

第 37 条

3 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める会費を納めるものとする。

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「本協会」という。）の定款第 37 条第 3 項の規定に基づき、本協会会員の会費及び入会金の納入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 会員の会費は 6 万円、12 万円、又は 18 万円とし、理事会の決議を経て別に定める要件により区分する。

2 会員の営業所数・管理受託戸数等の変動に伴う会費の見直しは、3 年毎に行うものとする。ただし、会費が減額となる場合は、会員の申出により翌年度以降の会費を減額することができる。

3 第 1 項の会費については、会長が相当の事由があると認めるときは、免除することができる。

(入会金)

第 3 条 会員の入会金は 16 万円とする。

2 前項の入会金については、会長が相当の事由があると認めるときは、免除することができる。

(会費の使途)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費及び入会金の納入)

第 5 条 会員は、入会するときに入会金及び年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 前項の入会金及び会費の納入は、請求書の到着後 1 か月以内に納入しなけれ

ばならない。

- 3 会費は、毎年4月から翌年3月までの年会費を毎年4月末日までに一括納入しなければならない。
- 4 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 5 既納の会費及び入会金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(中途入会の会費及び納入)

- 第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費は、入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。
- 2 前項の会費の納入は、請求書の到着後1か月以内に納入しなければならない。

(改 廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- この規程は、平成24年5月24日から施行する。  
この規程は、平成25年5月23日から施行する。  
この規程は、平成25年9月30日から施行する。  
この規程は、平成28年3月17日から施行する。  
この規程は、平成30年3月15日から施行する。  
この規程は、平成31年3月14日から施行する。  
この規程は、令和3年3月18日から施行する。